

一般社団法人日本遊戯療法学会
奨励賞贈呈に関する規程

制定：平成30年6月24日

- 第1条 遊戯療法に関連する優れた研究および実践活動を奨励することを目的とした、「日本遊戯療法学会奨励賞」を設け、これを贈呈するための内規を定める。
- 第2条 奨励賞候補者は、3年以上引き続き本会正会員である者とする。
- 2 奨励賞候補者は、授賞を機会に遊戯療法に関する研究・実践活動をより発展させることが期待できる者とする。
 - 3 すでに授賞した者は、候補者にはなれない。
- 第3条 奨励賞を贈るための選考委員会（以下、委員会という）を本会に設ける。
- 2 委員は年度毎に構成し、委員は編集委員会委員長、それ以外の理事から2名、理事以外の評議員から2名、理事以外の編集委員会委員の中から1名、計6名を選出する。委員の任期は2年を限度として再選を妨げない。
 - 3 選考委員会委員長（以下委員長）は、5名の委員の互選によって選出する。
 - 4 委員会は、委員長を議長として当該事項を審議する。
- 第4条
- 2 第1次選考は、委員長が理事全員および正会員から、2名以内の候補者の推薦を募るものとする。
 - 3 第2次選考は、委員会が行い、第1次選考において候補者にあがった者の中から内定者を決定する。
 - 4 委員会は、4名以上の出席により成立する。
 - 5 受賞者の内定は、出席委員の4分の3以上の賛成により、これを決定する。
 - 6 委員会の判断により、当該年度の受賞がないと決定することができる。
 - 7 委員会は、当該年度の定時会員総会の始まる3ヶ月前までに当該年度の受賞者を内定し、これを理事長に報告しなければならない。
 - 8 理事長は、委員長の報告内容を常任理事会に諮問し、その承諾を得て、受賞者を決定する。
- 第5条 奨励賞候補選考に関わる業績は、「遊戯療法学研究」をはじめとして国内・外の学術誌ならびに著書を対象とする。
- 2 評価の対象となる業績は、遊戯療法に関連する優れた研究・実践活動とする。
 - 3 業績の評価は、以下の観点から行う。
 - 1) 成果の遊戯療法への貢献度
 - 2) 研究および実践の独創性

3) 授賞を機会に研究・実践活動がより発展することが期待できる将来性

第6条 奨励賞は、年1回の定時会員総会でこれを表彰して贈る。

2 当分の間、奨励賞は1件について10万円の副賞を添える。

第7条 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

附則

1 この規程は平成30年6月24日から発効する。

2 一般社団法人として、令和元年5月18日よりこの規程を適用する。

改訂：令和2年7月18日